

松川町生活安全推進協議会 次第

日時 令和元年5月9日(木)
午後7時00分
場所 松川町役場 2階 協議会室

1. 開 会

2. 挨 捶

3. 会長・副会長選出

4. 会長挨拶

5. 基調報告

「住民に身近な最近の犯罪事案について」

(飯田警察署 生活安全課 中嶋課長)

(松川町交番 小林所長)

6. 協議事項

(1) 今後の各団体における地域安全活動の取り組みについて

(2) 今後の協議会の取り組みについて

青色回転灯を使用した自主防犯パトロールについて

(3) その他

7. 閉 会

松川町生活安全推進協議会 委員名簿

H31.4.1現在

団体名	氏名	備考
松川町長	宮下 智博	
松川町議会議長	米山 俊孝	
松川町副町長	吉澤 澄久	
松川町教育委員会教育長	高坂 敏昭	
松川町議会総務産業建設常任委員長	間瀬 重男	
松川町公民館長	小沢 誠	
松川町区長会長	大澤 今男	
松川町消防団長	大澤 彰実	
松川町社会福祉協議会長	水野 一昭	
松川町交通安全協会長	北林 誠	
松川町女性団体連絡会長	宮島 和子	
松川町少年警察補導員会長	間瀬 重男	
松川町保護司会長	米山 保	
松川町子ども会育成連絡協議会長	日向 博文	
松川町商工会長	小澤 文人	
松川町三校PTA連絡協議会長	山崎 明梨	
松川町保育園保護者会長	小池 健太	
松川中学校・小学校長会長	渡邊 浩	(中学校)
飯田警察署生活安全課長	中嶋 利文	参与
松川町交番所長	小林 幸彦	参与
松川町総務課長	田中 学	事務局
松川町総務課危機管理係長	川上 輝芳	事務局
松川町総務課危機管理係主事	原 涼太	事務局

松川町生活安全推進協議会
青色回転灯を使用した自主防犯パトロールについて

1. パトロール日

毎週 2 回（主に火曜日と木曜日）

※協力団体にある生活推進協議会委員は月の最後の週に役場職員と巡回
その他の週は役場職員が巡回

2. 協力団体

松川町生活推進協議会委員（松川町副町長、議会総務産業建設常任委員長、公民館長、区長会長、消防団長、社会福祉協議会長、交通安全協会長、女性団体連絡会、少年警察捕導員会長、保護司代表、子ども会育成連絡協議会、商工会長、三校 PTA 連絡協議会長、保育園保護者会長、教育委員会、中学校・小学校長会長）

3. パトロール場所

○ 大島地区

役場発→神護原神社→セブンイレブン下伊那松川店→新井交差点→シブキヤ石油→藤森交差点→北名子保育園→伊那建設→名子交差点→東浦交差点→糀屋石油→大島保育園→ビューティーやすい→シラサワ自動車→クロネコヤマト→羽場交差点→りんごの森→名子交差点→役場着

○ 上片桐地区

役場発→平石橋→上片桐改善センター→八十葉建設→エビスヤ産業→北小学校西交差点→北小学校→松川高校西交差点→旧セブンイレブン上片桐店→松川高校西交差点→JR 上片桐駅→鶴部交差点→役場着

○ 生田地区

役場発→部奈文化伝承センター共同福祉施設→東小学校→長峰集会所→台城公園→役場着

4. パトロール人員

2 名（うち、1 名は長野県警察本部長が発行するパトロール実施者証の交付を受けている役場職員）

5. パトロール時間

午後 3 時 00 分から概ね 1 時間（学校が終業式や家庭訪問などで下校時間が早い場合は、変更の可能性有り。）

6. 留意事項

(1) 緊急自動車でないため道路交通法法令上の優先通行権や駐停車時の特例

等、一切の特権は付与されていないことから、一層の慎重かつ安全な運転に留意すること。

- (2) 実施にあたっては、携帯電話等の無線通信機器を携行し、有事の際にはすぐに連絡の体制を取れるようとする。
- (3) 青パト中に発生した事故については、遅滞なく総務課に通報すること。
- (4) 青パトを実施しようとする場合は、総務課から青色回転灯を借用すること。
- (5) 飯田警察署発行の「青色防犯パトロール講習」に沿った運用を行なうこと。

7. その他

- (1) 当番になられた方は、開始時間の午後3時00分に役場総務課へ集合してください。
- (2) 都合がつかない場合は、団体内で代理の方をお願いします。

○「安全で、住みよい地域の里づくり」に関する条例

平成 10 年 9 月 24 日
条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、松川町民の生活安全意識の高揚と自主的な生活安全活動の推進を図り、もって「安全で、住みよい地域社会」の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「町民」とは、町内に住所を有する者及び町内に滞在する者、並びに町内に所在する商店、事業所、営業所その他土地又は建物の所有者及び管理者をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 啓発に関する事項。
- (2) 町民の自主的活動の促進に関する事項。
- (3) 環境整備に関する事項。
- (4) その他この条例の目的を達成するために必要な事項

2 町長は、前項に規定する施策を実現するに当たっては、町の区域を管轄する警察署の総合的な生活安全対策との整合性に配意するとともに、松川町生活安全推進協議会の意見を聞くものとする。

3 町長は、第 1 項に規定する施策を実施するときは、町の区域を管轄する警察署の長、その他該当施策の実施に関する機関・団体の長と緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第 4 条 町民は、この条例の目的を達成するための施策が効果的に行われるよう協力するとともに、自ら生活安全上必要とする措置を講ずるよう努めるものとする。

(モデル地区の指定)

第 5 条 町長は、この条例の目的を達成するため必要があると認められるときは、生活安全モデル地区(以下「モデル地区」という。)を指定し、又は指定を解除することができる。

(団体への助成等)

第 6 条 町長は、この条例の目的を達成するために活動する団体に対し、助成その他の支援を行うことができる。

(協議会)

第 7 条 町民生活の安全に関する問題の発生状況、解決策等に関して広く協議を行うため、松川町生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、前項の規定により協議した結果に基づき、第 3 条第 1 項に規定する事項について町長に意見を述べることができる。

3 協議会は、委員若干人で組織する。

(委員)

第 8 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が定める。

- (1) 地域の生活安全推進のため活動する団体の代表者
- (2) 学識経験者その他生活安全推進に関し識見があると認められる者

(3) 前号に掲げる者のほか、町民の生活安全に関する行政機関の職員等町長が必要と認める者

2 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。

(会議等)

第10条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、当該問題解決のため関係者に対し出席、若しくは必要な資料の提出を求め、又は意見を聞くことができる。

3 協議会の庶務は、町長が定める機関において処理する。

(安全で、住みよい町づくり推進委員)

第11条 町民の自主的な生活安全活動の推進を支援するため、「安全で、住みよい町づくり推進委員」(以下「生活安全推進委員」という。)を置く。

2 生活安全推進委員は、非常勤とする。

3 生活安全推進委員の定数は、90人とする。

4 生活安全推進委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。ただし、欠員が生じた場合における生活安全推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 生活安全推進委員は、(地域住民に信望があり)生活安全活動を推進するに当たって指導力と行動力を有する等、真に効果的な活動を行うことのできる者の中から町長が委嘱する。

(生活安全推進委員の任務)

第12条 生活安全推進委員は、次の各号に掲げる活動を行うことを任務とする。

(1) 犯罪、事故及び災害の発生を未然に防止し、又はその被害の拡大を防止するための広報・啓発活動

(2) 行方不明となった徘徊性高齢者、幼児等の捜索・発見活動

(3) その他この条例の目的を達成するために必要な活動

(表彰)

第13条 町長は、地域の生活安全活動に関して功績のあった者に対し、表彰を行うことができる。

(報酬、費用弁償等)

第14条 委員及び生活安全推進委員の報酬、費用弁償、災害保障等は別に(条例の)定めるところによるものとする。

2 生活安全推進委員の活動に伴う必要な装備等については、これを支給し又はその経費を支給することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

松川町生活安全推進協議会 組織図

参与 飯田警察署生活安全課長

参与 飯田警察署松川町交番所長

